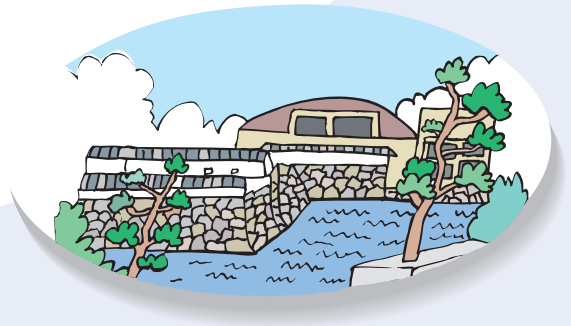
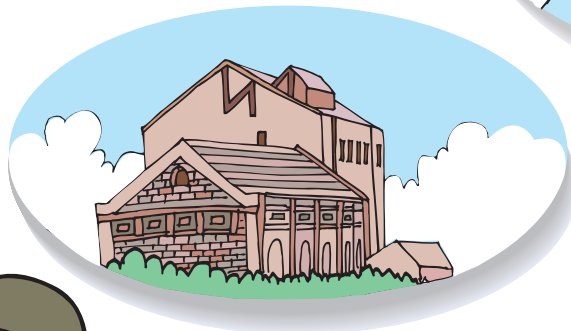


尼崎市男女共同参画計画

概要版



平成19年度～平成23年度
尼崎市

計画の策定にあたって

計画の目的

本市においては、平成12年に策定した「尼崎市男女共同参画プラン」(平成12～18年度)に基づき、男女共同参画社会づくりにかかる意識啓発や施策の推進にあたってきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識が依然として残っているなど、男女共同参画社会の実現に向けて、なお一層の努力が必要とされる状況を勘案し、平成17年12月には「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

この条例の理念を具体化し、新たな社会状況等に対応して、男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として「尼崎市男女共同参画計画」を策定します。

計画の期間

平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

基本理念

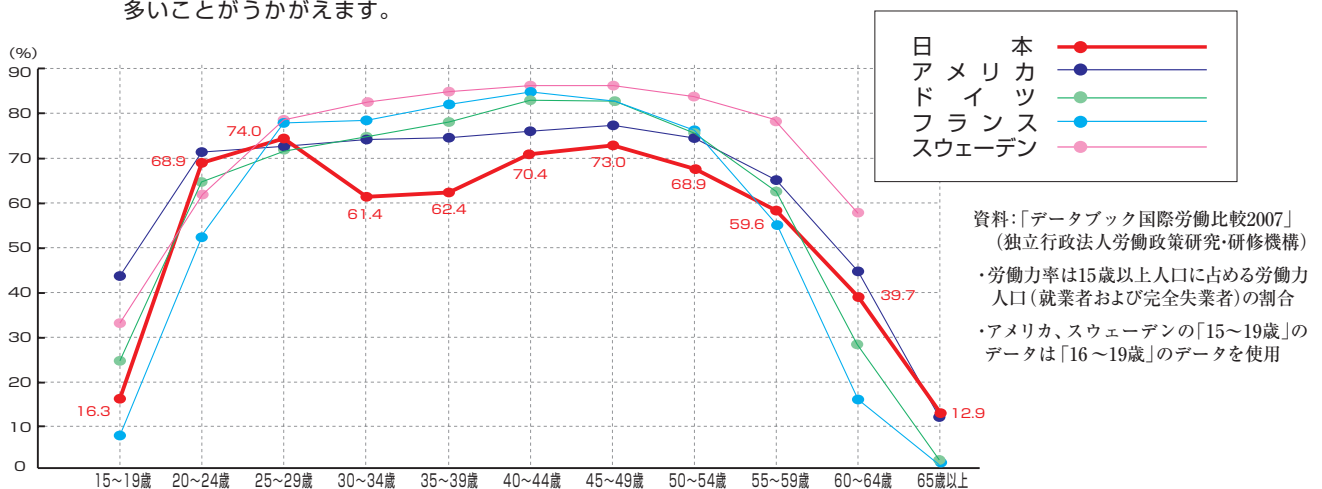
条例に掲げる7つの基本理念を、この計画の基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調
- ⑥ 互いの性の尊重と健康な生活への配慮
- ⑦ 市民の参画と協働

データでみると

《女性の年齢(5歳階級)別労働力率(国際比較)》

日本は30～34歳で最も低下するM字型カーブを描いており、結婚・出産などにより退職する女性が多いことがうかがえます。



いったん退職した女性が再就職を希望する場合に、必要な知識や能力を身につけていくための機会を提供していきます。

男女共同参画社会について

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

具体的にどういうことが、

家庭、地域、職場、学校、それぞれの場面で考えてみませんか？

家庭

家事・育児・介護について、男女で役割分担を固定化してしまうことなく、共に支えあう家事・育児・介護が求められています。



地域

地域活動において、性別で役割を決めつけてしまうことなく、男女共にまちづくりを担っていくことが大切です。



職場

女性の役割を補助的なものなどと決めつけず、男女共に個人の意欲と能力を活かし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた働き方のできる環境が求められています。



学校

男女を問わず、一人ひとりの個性を大切にした教育、個人の適性を尊重した進路選択が大切です。



基本目標

方針

施策の方向

